

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 30. 4. 4 第 196 回国会第 4 号

4 月 4 日（水）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 文部科学行政の基本施策に関する件

- ・林文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

山花郁夫君（立憲）

- ・映画「ちびまる子ちゃん イタリアから来た少年」のキャッチフレーズ「友達に国境はな～い！」に関する政治家からの文部科学省の担当者に対する問い合わせへの対応について伺いたい。
- ・名古屋市中学校における講演授業に対する文部科学省による事実確認が行われた理由の一つとして、前文部科学事務次官が、いわゆる天下り問題に関わって処分を受けていることを挙げているが、天下り問題で処分を受けた他の文部科学事務次官経験者についても同様の対応をとるのか、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・過去に処分を受けた者が現に公の場で講演等を行っている例はほかにもあり、前文部科学事務次官が天下り問題に関して処分を受けた者であるからその講演授業について事実確認を求めたというのは、バランスを失していると思うが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・本事実確認には、謝金単価や動員の有無も含まれているが、これらはどのような意図によるものか、文部科学省に伺いたい。

城井崇君（希望）

- ・名古屋市中学校における講演授業に対する文部科学省による事実確認に関し、なぜ当初は政治家の関与を隠したのか、また誰がそのように指示したのか。当該関与を文部科学省初等中等教育局の判断で隠したことは国会の行政監視機能をないがしろにするものであると考えるが、林大臣の見解を伺いたい。
- ・本事実確認に関し、謝金の確認の意図及び手続まで踏み込んで確認を行った理由を文部科学省に伺いたい。
- ・本事実確認に関し、名古屋市長が会見において「圧力を超えている」「思想統制にも繋がる」等の発言をし、重く受け止めていることについての林大臣の見解を伺いたい。
- ・本事実確認は、学校現場を委縮させる懸念があることから、文部科学省の学校現場への基本姿勢と外部講師の選定についての今後の方針を全国の教育委員会に周

知徹底させる必要があると考えるが、林大臣の見解を伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・名古屋市教育委員会に対する質問文の前文部科学事務次官に係る記載は、事実を確認できない報道に基づいた内容であり、その点について林大臣から注意があったことを同市教育委員会に改めて説明する必要があるのではないか。
- ・文部科学省の質問文は、前文部科学事務次官が講師として適当でないとの価値観を前提としており、行政の中立性を損なうものとするが、林大臣の見解を伺いたい。
- ・名古屋市教育委員会に対する事実確認の過程における赤池、池田両議員の関与は、国家公務員制度改革基本法第 5 条第 3 項に規定する国会議員との接触した場合に当たると考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・今後、学校現場における講演授業の開催に当たっては、講師に対し処分歴を申告させることや、教育委員会が調査することを求めるのか、文部科学省に伺いたい。
- ・名古屋市中学校における講演授業に対する文部科学省の事実確認のように、国会議員による情報照会を受けて学校現場に問い合わせることはよくあることなのか、それとも稀なことなのか文部科学省に伺いたい。
- ・名古屋市中学校への事実確認に関する質問状について行われたとされる国会議員からの修正指示は、最終的には文部科学省の判断に影響を与えたのか否か、文部科学省に伺いたい。

吉川元君（社民）

- ・名古屋市中学校における講演授業に対する文部科学省の事実確認について、林大臣は文部科学省による調査の方法が「やや誤解を招きかねない面もあった」と発

言したが、名古屋市長は圧力を感じたと発言している。
まずは誤解を解消すべく全力を尽くす必要があると考
えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

- ・本件が地教行法第 53 条に基づく調査であるならば、
これを受けて実施する同法第 48 条に基づく都道府県
又は市町村に対する指導、助言又は援助を前提として
調査を行ったということなのか、文部科学省に伺いた
い。
- ・名古屋市中学校における講演授業の人選は、総合教育
会議による協議の対象とならず、地方公共団体の首長
ですら本件のような事実確認を直接行うことができな
いにもかかわらず、文部科学省はそれを行ったことにな
ると考えるが、文部科学省の認識を伺いたい。

2 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

- ・林文部科学大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。